

ユニバーサルデザインタクシーの普及促進 令和7年度の補助申請(4/21(月)まで)

大阪市では、万博開催期間中に、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの普及率を25%とすることを目標として、UDタクシーを導入する事業者に対して、1台あたり30万円を上限として補助を実施しています。(※国や府の補助金と併用可能)

令和7年度は、万博開催期間中の9月までに車両登録ができる台数を申請してください。(※予算を超える申請の場合、全ての申請台数には補助できないことがあります)

令和7年度予算額:6,000万円

申請期間:令和7年4月1日(火)~4月21日(月)まで

主な変更点を下線・朱書きで記載しています



大阪市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金 制度概要

補助対象車両

以下全ての要件を満たすユニバーサルデザインタクシー

1. 国の「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」に基づき認定された車両であること
2. 大阪市内に使用の本拠を置く車両であること
3. 新規登録された車両であること(中古でないこと)

補助対象事業者

補助対象車両を購入するタクシー事業者・リース事業者

補助金額

車両本体価格(税抜き・値引き後)の1/6または30万円 もしくは
国の補助制度と併用する場合は当該補助金の1/2 のいずれか低い額

交付の条件(変更:国の補助を受けている車両も補助対象)

1. 補助対象車両1台につき「ユニバーサルドライバー研修」等の修了者を2名以上(個人タクシーの場合は1名)配置すること。
2. 国の通達に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していること。
3. 補助対象車両は、本市の他の補助金を受けていないこと。
4. 補助対象車両が、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等のキャッシュレス決済に対応していること。
5. 補助対象車両が、ICTを活用したタクシー配車サービス(スマートフォンによるタクシー配車アプリ等)に対応していること。



【申請についての詳細はこちら】

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000472488.html>

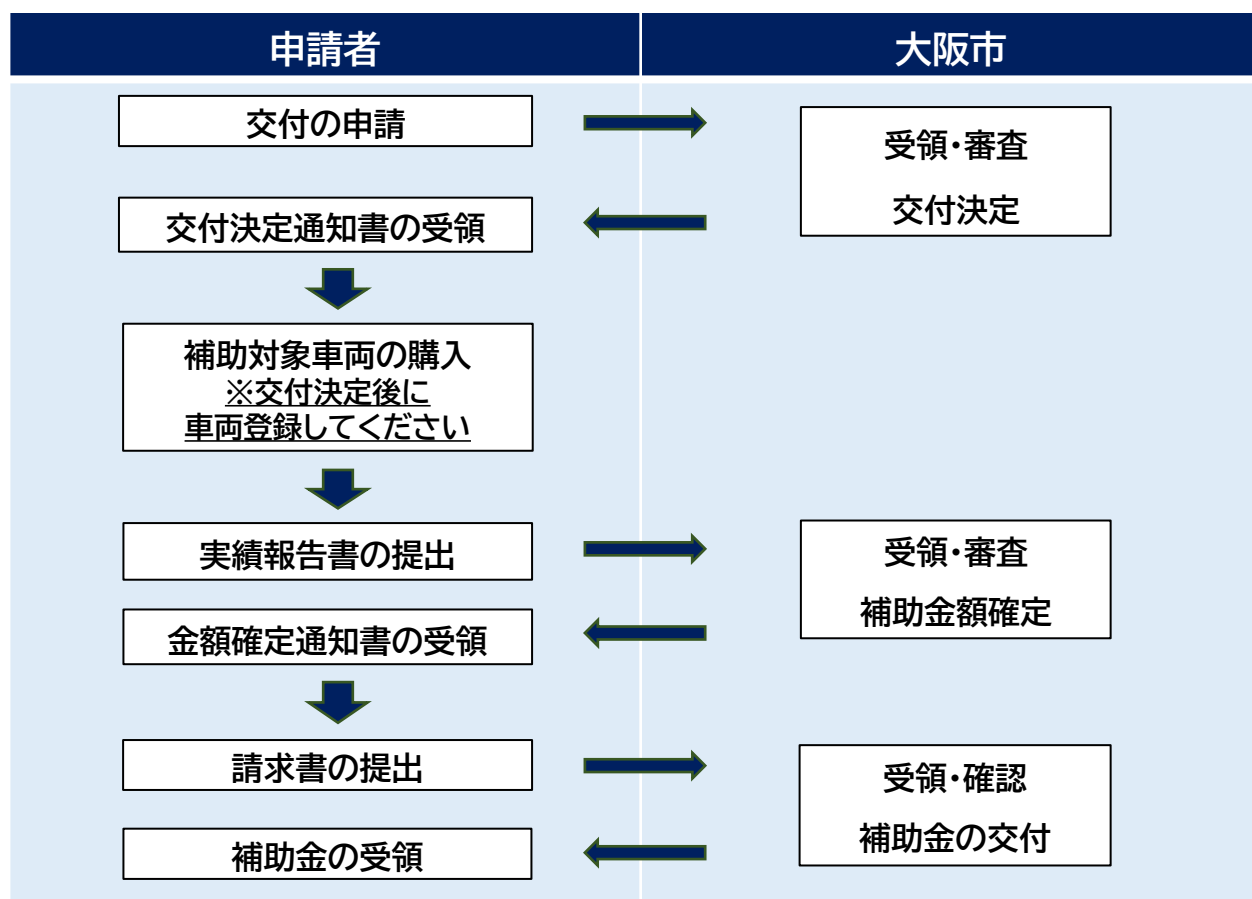
交付申請時に必要な書類

【タクシー事業者】

- ・(第1号様式)交付申請書
- ・(第1号様式 別紙1)
- 法人タクシーの場合(第1号様式 別紙2-1)
- 個人タクシーの場合(第1号様式 別紙2-2)
- ・購入予定の車両の見積書
- ・研修証明書等の写し(実績報告時まで提出)

【リース事業者の場合、左記に加えて】

- ・リース契約書等の写し
- ・(第12号様式)



提出先・お問合せ先

大阪市 計画調整局 計画部 交通政策課

〒530-8201大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所本庁舎7階)

電話:06-6208-7846

メールアドレス:ea0007@city.osaka.lg.jp

受付時間:平日(祝祭日・12月28日～1月3日を除く)

9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00)